

## 「興行場法施行細則」の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の理由

令和5年6月14日に公布された「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第52号）により、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡した場合、営業者の地位の承継の届出を行うことになることから、「興行場法施行細則」（昭和36年神奈川県規則第94号）について所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

- (1) 事業譲渡による承継の手続きにおける添付書類を規定する。（第3条第2項関係）
- (2) 興行場営業承継届（第2号様式）に、「譲渡人の住所及び氏名」、「譲渡の年月日」の記載欄を追加する。
- (3) その他所要の改正を行う。

### 3 施行期日

令和5年12月13日